

## 第7回新型インフルエンザ等対策本部会議

令和2年5月25日

### 【決定確認事項】

#### 1 緊急事態宣言の解除に向けた準備等について

新型インフルエンザ等対策措置法に基づく緊急事態宣言が5月25日に解除される見込みとなっていることから、本町においても6月1日から学校の段階的再開と各公共施設等の利用についても段階的に再開に向け検討することを確認した。

#### 2 その他

酸性電解水の配布については、6月以降は規模を縮小し実施する。